（特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）

第二十条　改正法附則第六十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五十五条の三の規定に基づく旧令第三十二条の四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項第一号中「法第六十八条の四十三の三第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第八十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（第四項第一号及び第五項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十三の三第一項」と、同条第四項第一号中「法第六十八条の四十三の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の三第一項」と、同項第二号中「第六十一条の二第十八項」とあるのは「第六十一条の二第十九項」と、同条第五項中「法第六十八条の四十三の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の三第一項」とする。

（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置）

第二十一条　施行日から平成三十年三月三十一日までの間における新令第三十五条の二第四項の規定の適用については、同項第一号中「第二十五条の二十六第九項」とあるのは「第三十九条の二十の三第九項」と、「第三十九条の二十の三第一項」とあるのは「第二十五条の二十六第一項」と、同項第二号中「第三十九条の百二十の三第五項」とあるのは「第三十九条の百二十の三第一項」とする。

（土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）

第二十二条　新令第三十八条の四第四十五項（新令第三十八条の五第二十七項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定により読み替えて適用する地方法人税法第十六条第一項の規定は、法人の平成三十一年十月一日以後に開始する同項第一号に規定する前課税事業年度の同号に規定する地方法人税額について適用し、法人の同日前に開始した旧令第三十八条の四第四十四項（旧令第三十八条の五第二十七項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定により読み替えて適用する地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する前課税事業年度の同号に規定する地方法人税額については、なお従前の例による。

2　新令第三十八条の四第四十五項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第二十三条第一項の規定は、法人の平成三十一年十月一日以後に開始する同項本文に規定する課税事業年度の同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額について適用し、法人の同日前に開始した旧令第三十八条の四第四十四項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第二十三条第一項本文に規定する課税事業年度の同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額については、なお従前の例による。

3　新令第三十八条の四第四十五項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第二十九条第二項の規定は、法人の平成三十一年十月一日以後に開始する同項の各課税事業年度の同項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額について適用し、法人の同日前に開始した旧令第三十八条の四第四十四項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第二十九条第二項の各課税事業年度の同項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十三条　新令第三十九条の四第三項の規定は、法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う新法第六十五条の三第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧法第六十五条の三第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　新令第三十九条の七第七項及び第八項の規定は、法人が施行日以後に新法第六十五条の七第一項の表の第七号又は第八号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この項及び第六項において同じ。）をする場合の当該資産及び当該資産に係る新法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧法第六十五条の七第一項の表の第九号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産及びこれらの号の下欄に掲げる資産に係る旧法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

3　改正法附則第六十九条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十五条の七から第六十五条の九まで（旧法第六十五条の七第一項の表の第二号及び第七号に係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第三十九条の七第一項、第十項から第二十四項まで、第二十八項、第二十九項及び第三十一項から第四十七項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三項	法第六十八条の七十八第三項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第八十四条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の七十八第三項
第十五項	とき（第三十九条の百六第九項前段	とき（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）附則第二十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この条において「旧効力連結措置法施行令」という。）第三十九条の百六第九項前段
	事業年度（第三十九条の百六第九項前段	事業年度（旧効力連結措置法施行令第三十九条の百六第九項前段
第十八項	第三十九条の百六第十二項前段	旧効力連結措置法施行令第三十九条の百六第十二項前段
第二十二項	法第六十八条の七十八第四項	旧効力連結措置法第六十八条の七十八第四項
第二十三項	第六十八条の七十八第八項	旧効力連結措置法第六十八条の七十八第八項
第二十四項ただし書	法第六十八条の七十八第八項	旧効力連結措置法第六十八条の七十八第八項
第三十四項第二号及び第四号	法第六十八条の七十九第五項	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第五項
第三十七項	法第六十八条の七十八第一項に規定する	旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項に規定する
	法第六十八条の七十九第八項	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第八項
第三十八項	法第六十八条の七十九第八項又は第九項第五項	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第八項又は旧効力連結措置法第六十八条の七十九第五項
	法第六十八条の七十九第五項	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第五項
	法第六十八条の七十九第八項	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第八項
	、法第六十八条の七十八第一項	、旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項
第四十三項		